



長野労働局発表 (30-10)  
平成 30 年 5 月 16 日

担 当	長野労働局
	雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 池上 仁 室長補佐 小林 みや子
	電話：026-223-0551 Fax：026-227-0126

## 「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を締結

長野労働局（局長 石田茂雄）と株式会社長野銀行（取締役頭取 中條 功）は、平成 30 年 5 月 16 日付で「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を締結しました。

### 1 目的

長野銀行との連携強化により、長野県内の働き方改革を推進し、労働力の確保と生産性向上による地域振興等を目的とします。

### 2 期待される効果

- (1) お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる。
- (2) 両者の連携により、助成金制度その他の国の施策・方針を理解した株式会社長野銀行の行員がその見識を活用して適宜適切なアドバイスを事業主に行うことができる。
- (3) 株式会社長野銀行の各支店等を通じて、長野労働局からの広報・啓発等を進めることができる。

### 3 連携事項

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (2) 労働環境の改善に関すること。
- (3) 良質な労働環境の確保等に関すること。
- (4) 労働生産性の向上に関すること。
- (5) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) 非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関すること。
- (8) 長野労働局の施策のPR、その他本協定の目的に沿うこと。

### 4 協定内容

別紙「株式会社長野銀行と長野労働局との働き方改革に係る包括連携に関する協定書」のとおり

## 株式会社長野銀行と長野労働局との働き方改革に係る包括連携に関する協定書

株式会社長野銀行（以下「甲」という。）と長野労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることにより、長野県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、長野県内の働き方改革を推進し、労働力の確保と生産性向上による地域振興等を目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し協力する。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (2) 労働環境の改善に関すること。
- (3) 良質な労働環境の確保等に関すること。
- (4) 労働生産性の向上に関すること。
- (5) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) 非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関すること。
- (8) 乙の施策のPR、その他本協定の目的に沿うこと。

2. 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

## （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年5月16日

甲：松本市渚2-9-38

長野銀行

株式会社長野銀行

取締役頭取 中條 功

乙：長野市中御所1-22-1

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

長野労働局

局長 石田 茂雄